

犯罪の被害にあわれた方へ

まずはご相談ください

犯罪の被害にあわれた方や、そのご家族、ご遺族の方々の中には、十分な支援が受けられず、社会で孤立してしまうおそれがあります。
所沢市では、市民、事業者、関係機関が連携・協力して、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族が平穏な生活を取り戻す一助となるように支援します。



所沢市の犯罪被害者支援 総合窓口

所沢市防犯交通安全課 防犯対策室

所沢市の総合窓口。ご相談、見舞金支給、関係各課へのご案内をします。
〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1 TEL:04-2998-9090 FAX:04-2998-9061
E-Mail:a9090@city.tokorozawa.lg.jp

関係機関の概要、連絡先は裏面に記載

犯罪被害者等支援条例の制定

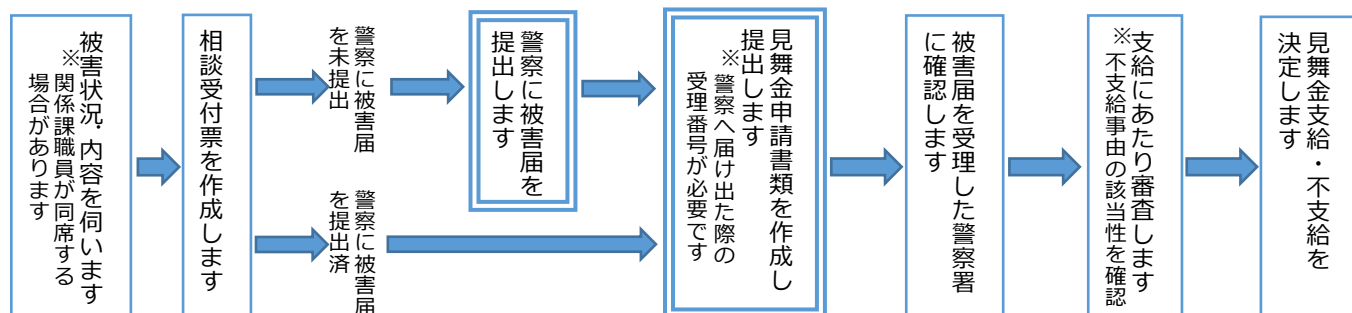
所沢市では、令和6年4月1日に制定した条例に基づき、犯罪被害者等を支援します。

基本理念	犯罪被害者等が平穏な生活を営むよう状況に応じた適切な支援を行います。 二次的被害を生じさせないよう十分に配慮して支援します。 支援は、所沢市、市民、事業者、関係機関が連携し協力して行います。
支援内容	所沢市が総合窓口として犯罪被害の相談に応じます。 犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、必要な情報の提供及び助言を行います。 関係機関等との連絡及び調整を行います。 犯罪行為で死亡した方のご遺族や重傷病を負われた方に対して、見舞金を支給します。

見舞金のご案内

遺族見舞金 30万円	犯罪行為で死亡した方（犯罪行為時に所沢市民であった方）のご遺族で、次の①～⑪で最も小さい数字のご遺族に支給します。警察に被害届を提出する必要があります。 (1)①死亡被害者の配偶者（事実上婚姻関係を含む） (2)死亡被害者の収入で生計維持した世帯の、②当該者の子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹 (3)(2)に該当しない死亡被害者の、⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹 ※第1順位遺族の方のみが遺族見舞金を申請できます。
重傷病見舞金 10万円	犯罪行為で重傷病を負った犯罪被害者本人（犯罪行為時から重傷病見舞金の申請まで所沢市民であった方）に支給します。警察に被害届を提出する必要があります。 ※重傷病とは負傷や疾病が治り、その症状が固定する前における当該負傷又は疾病にかかる身体や精神の被害で、負傷又は疾病の療養期間が1か月以上かつ3日以上病院に入院（精神疾患の方は3日以上労務に服することができないことが証明される場合）した方が対象です。

見舞金支給までの流れ



□ 市が行う項目 ▢ 犯罪被害者等が行う項目

相談窓口のご案内

所沢市防犯交通安全課 防犯対策室	04-2998-9090	所沢市の総合窓口です。ご相談、見舞金支給、関係各課へのご案内をします。 月～金9:00～16:30受付 祝日、年末年始を除く
彩の国犯罪被害者 ワットアップ支援センター	0120-735-001	埼玉県、埼玉県警察、(公社)埼玉犯罪被害者援助センターで構成する相談窓口で、 ご家族も相談できます。月～金8:30～17:15受付 祝日、年末年始を除く
公益社団法人 埼玉犯罪被害者援助センター	048-865-7830	被害者、ご家族、ご遺族からの相談を受付けします。 月～金8:30～17:00受付 祝日、年末年始を除く
埼玉県警察 (犯罪被害者支援室)	0120-381-858	被害直後からの早期支援・相談、臨床心理士等によるカウンセリング、捜査や裁判の 流れ等の情報提供、付き添い支援、被害者やご家族の安全確保を行います。 月～金8:30～17:15受付 祝日、年末年始を除く
アイリスホットライン	0120-31-8341	性暴力被害専用相談で、警察への届出は関係なく、医療機関の受診、法律相 談、付き添いを支援します。ご家族も相談できます。24時間365日受付
公益社団法人全国被害者 支援ネットワーク	0570-783-554	犯罪被害者等の電話相談窓口で、お近くの被害者支援センター((公社)埼玉犯罪被 害者援助センター)につながります。7:30～22:00受付 祝日、年末年始を除く
埼玉弁護士会犯罪被害者 支援センター	048-837-8760	犯罪被害を受けた方を対象とした弁護士の無料電話相談です。ご家族も相談 できます。毎週水13:00～16:00 毎月第1・3水18:00～20:00 祝日除く

関係する課のご案内

企画総務課配偶者暴力相談支援センター	04-2998-9150	配偶者のDV等
男女共同参画推進センターふらっと	04-2921-2220	女性の生き方相談
収税課	04-2998-9073	納税相談
市民課	04-2998-9087	住民基本台帳事務における支援措置
市民課 国民年金グループ	04-2998-9095	障害基礎年金、国民年金保険料の申請免除制度、遺族基礎年金 死亡一時金、寡婦年金
市民相談課	04-2998-9092	弁護士相談(予約制、水曜日は女性弁護士)、外国人生活相談
消費生活センター	04-2998-9204	消費生活相談
防犯交通安全課	04-2998-9140	交通遺児手当、交通遺児奨学金、遺族見舞金、重傷病見舞金
生活福祉課	04-2998-9201	生活保護
障害福祉課	04-2998-9116	障害者手帳交付(身体・知的)、障害者福祉の相談(身体・知的) 自立支援医療制度(更生医療)
障害福祉課・社会福祉協議会 (こどもと福祉の未来館)	04-2929-1705	福祉の相談窓口
地域福祉センター(こどもと福祉の未来館)	04-2922-2115	り災見舞金
こども支援課	04-2998-9124	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当の支給 ひとり親家庭等支援、ひとり親家庭等医療費助成制度 ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター等利用費助成 育英・遺児奨学金入学準備金貸付制度 一般型一時預かり、母子生活支援施設
こども福祉課	04-2998-9223	自立支援医療制度(育成医療)
こども家庭センター(保健センター)	04-2991-1824	児童家庭の相談、児童虐待防止対策
国民健康保険課	04-2998-9131	第三者の行為による被害届、葬祭費の支給
こころの健康支援室(保健センター)	04-2991-1812	精神保健福祉相談、障害者手帳交付(精神) 自立支援医療制度(精神通院)
産業振興課(市役所別館)	04-2998-9157	内職相談、労働相談、就職相談
都市計画課	04-2998-9192	住宅セーフティネット制度情報提供
市街地整備課	04-2998-9208	市営住宅の入居相談
教育総務課	04-2998-9232	就学援助制度
学校教育課健やか輝き支援室	04-2998-9238	学校生活に関する相談